令和7年3月30日

依 頼 者 様　各 位

佐 藤 誠 三 税 理 士 事 務 所
税 理 士 佐 藤 誠 三

当事務所が行う資産税の確定申告書作成業務に係る料金について

標記のことについて、令和5年3月26日施行の細則を下記のとおり改定します。
また、この細則は令和7年3月30日に施行し、原則として同日以降の契約分から適用します。

記

1　資産税の確定申告書等作成業務について

⑴　贈与税、相続税の確定申告書（申告書に添付する書類を含みます。ただし、税理士業務として作成できない書類　（贈与契約書、遺産分割協議書など）は除きます。）を作成します。

⑵　税務相談に係る業務については、業務契約の範囲に関するものに限り無料にて対応させていただきます。

⑶　当事務所にて税務申告書等を作成した場合、あわせて税務代理権限証書を作成します。

⑷　税務申告書等の法定申告期限又は提出日の翌日から3年間、税務当局からの質問検査が当事務所にあった場合、依頼者様にその旨を連絡します。また、税務当局からの電話又は文書による簡易な照会等への対応については、当事務所にて対応させていただきます。

⑸　業務契約に基づいて業務を遂行する過程において、独立した業務又は役務の提供（契約条件外の対応を含みます。）が発生した場合については、附随業務手数料を別途請求させていただくことがあります。

⑹　この細則に定めのない事項については、次の定めによるものとします。

①　依頼者様との契約と当事務所の業務に係る通則について（通則）

②　当事務所との契約及び業務に係る料金に関する基本細則について（基本細則）

③　依頼者様に関する業務の過程において別途発生する独立した業務又は役務の提供について

２ 贈与税の確定申告書等作成業務について

別表1⑴ 贈与税の確定申告書等作成業務に係る料金について

区分		料金計算
基本料金	国税庁HPを使用する場合	７，０００円
	ＴＫＣシステムを使用する（財産評価なし）場合	７０，０００円（※ システムを複数使用する必要がある場合、料金が割増になります。）
	財産評価がある場合（ＴＫＣシステムを使用する場合）	９０，０００円加算（※ システムを複数使用する必要がある場合、料金が割増になります。）
業務遂行料金		贈与財産の価額× ０．４％ × 難易度にかかる倍率±増減額（最低 ８，０００円）
		特例の適用、財産目録の作成、財産評価などの業務がある場合、基本細則の定めによる料金を加算します。

別表1⑵ 贈与財産の価額が1千万円未満の場合

贈与財産の価額	料金計算時の贈与財産の価額	具体例
200 万円以下	200 万円	150 万円 → 200 万円
200 万円超 700 万円以下	500 万円	300 万円 → 500 万円 650 万円 → 500 万円
700 万円超	1,000 万円	650 万円 → 1,000 万円

別表1⑶ 贈与財産の価額が1千万円以上の場合、100万円未満の端数処理について

1千万円未満の端数	端数処理	具体例
200 万円未満	切捨て	1,100 万円 → 1,000 万円
200 万円超 500 万円未満	500 万円単位に切上げ	1,300 万円 → 1,500 万円
500 万円超 700 万円以下	500 万円単位に切捨て	1,600 万円 → 1,500 万円
700 万円超	切上げ	1,800 万円 → 2,000 万円

３　相続税の確定申告書等作成業務について

別表2⑴　相続税の確定申告書等作成業務に係る料金について

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>料金計算</th></tr>
<tr><td rowspan="2">基本料金</td><td>TKCシステムを使用する（財産評価なし）場合</td><td>100，000円
（※　システムを複数使用する必要がある場合、料金が割増になります。）</td></tr>
<tr><td>財産評価がある場合（ＴＫＣシステムを使用する場合）</td><td>90，000円加算（※　システムを複数使用する必要がある場合、料金が割増になります。）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">業務遂行料金</td><td>取得財産の総額等　×　0．4％
×　難易度にかかる倍率±増減額
（最低　200，000円）</td></tr>
<tr><td>特例の適用、財産目録の作成、財産評価などの業務がある場合、基本細則の定めによる料金を加算します。</td></tr>
</table>

⑴　取得財産の総額等は、相続税の申告書第１表①（第１１表③）の金額とします。ただし、みなし財産、寄附等が多いことによって取得財産の総額等では料金計算ができないときは、遺産総額（みなし財産、寄附等など申告に反映されない財産を含みます。）を取得財産の総額等とみなします。

別表2⑵　取得財産の総額等が1億円未満の場合について

取得財産の総額等	料金計算時の取得財産の総額等	具体例
7千万円以下	5千万円	4,000 万円 → 5,000 万円 6,000 万円 → 5,000 万円
7千万円超	1億円	8,000 万円 → 10,000 万円

別表2⑶　取得財産の総額等が1億円以上の場合、1千万円未満の端数処理について

1億円未満の端数	端数処理	具体例
2千万円以下	切捨て	11,000 万円 → 10,000 万円
2千万円超　5千万円未満	5千万円単位に切上げ	13,000 万円 → 15,000 万円
5千万円超　7千万円以下	5千万円単位に切捨て	16,000 万円 → 15,000 万円
7千万円超	切上げ	18,000 万円 → 20,000 万円